

消費生活

No. 134

令和2年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆「消費生活モニター」の活動内容について
- ◆マイナンバーカードを活用した
マイナポイント事業の紹介について

「消費生活モニター」の活動内容について

成田市消費生活モニターは、消費者の代表であると同時に、消費者と行政との間のパイプ役です。モニターの役割は、月1回の会議で習得した知識・情報を、日常の活動を通じて広く市民の皆さまに伝えていただくとともに、自身や皆さまの消費生活に関する意見や情報等を市に伝えていただくことです。



消費生活モニター会議の様様(ソーシャルディスタンスに配慮して開催しています)

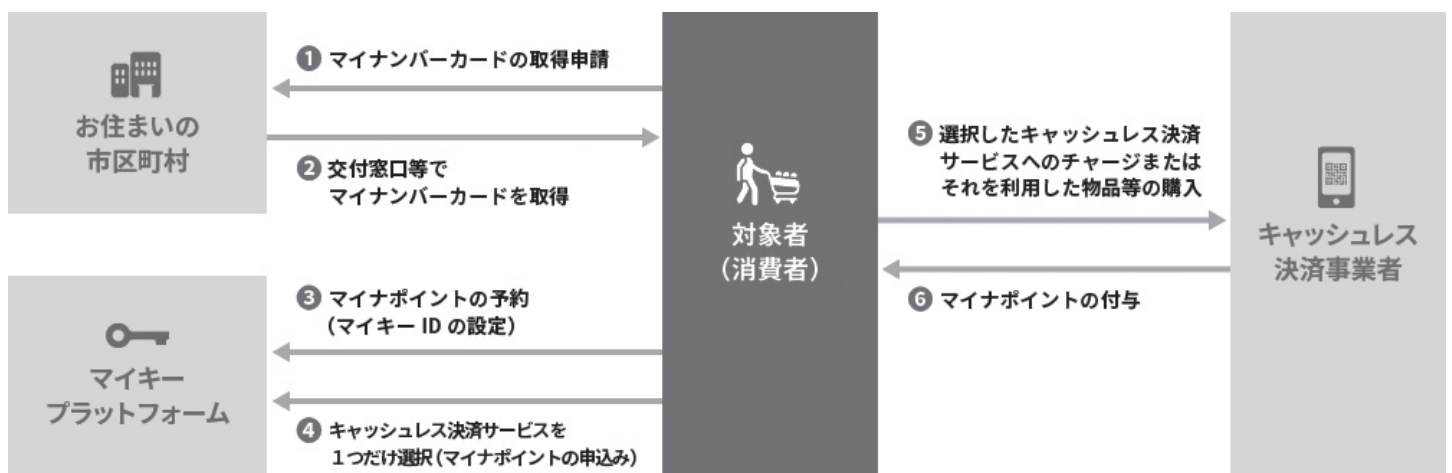
マイナンバーカードを活用した消費

1. マイナポイント事業とは

マイナポイントを付与する新たな消費生活の活性化策「マイナポイント事業」が9月より実施されています。

マイナポイント事業は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。 [参照サイト https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)

マイナポイント事業概要



2. マイナポイントとは

マイナポイントは、キャッシュレス決済サービス(決済サービス)を提供するキャッシュレス決済事業者(決済事業者)を通じて付与します。付与を受けるにあたっては、マイキープラットフォーム上で普段利用している決済サービスを1つ選択(マイナポイントの申込み)すると、当該決済サービスの利用(チャージまたは購入)時に、お買い物等に利用できるポイント等が付与されます。マイナポイントは、これらキャッシュレス決済事業者が付与するポイント等の総称です。チャージまたは買い物をした金額の25%、1人あたり上限として5,000円分のマイナポイントが付与され、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしていつもの買い物で使えます。この際、マイナンバーカードの提示は必要ありません。利用できる期間は、令和3年3月31日までとなっています。

マイナンバーカードって何?

マイナンバーカードは、みなさまそれぞれがお持ちのマイナンバー(個人番号)を記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面にお使いいただけるICカードです。マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現や行政手続の簡素化によるみなさま方の負担軽減、行政の効率化のため、平成29年度から始まった制度です。

マイナンバーカードは、身分証明書として役立つほかに、住民票などのコンビニ交付やe-Taxなど、各種行政サービスにご利用いただけます。

もちろん、今回ご紹介した「マイナポイント」を活用するためにも必要です。発行の手続きなどは、市民課(0476-20-1525)へお尋ねください。

個人番号カード(見本)



(表)



(裏)

生活活性化策が始まります!

マイナポイントに
乗じた詐欺に
ご注意ください!

3. マイナポイントの申込みができるキャッシュレス決済サービスとは

幅広いキャッシュレス決済サービスが使えます。

(1) ICカード(電子マネー)及びプリペイドカード決済:70サービス

WAON Bibica nanaco suica PASMO 楽天Edy Lacuca CoGCa 等

(2) QRコード決済:17サービス

d払い りそなWallet ゆうちよPay FamiPay PayPay LINEPay メルペイ 等

(3) クレジットカード:24サービス

auPAYカード dカード イオンカード 楽天カード オリコカード エポスカード 等

キャッシュレス決済サービスの登録状況については下記のサイト(マイナポイント)で紹介しています。

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/payment_service/#register-cashless

4. 利用手順

マイナンバーカードを取得する必要があります。申請から交付まで通常1か月を要することがありますので心得ておきましょう。

ステップ1: マイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードを取得します

ステップ2: マイナポイントを予約します

ステップ3: キャッシュレス決済サービスを選び、チャージまたは買い物をする

ステップ4: マイナポイントが付与される

(1) マイナンバーカードの申請方法

以下の4つの方法で申請できます。



① スマートフォン

スマホで顔写真を撮影し、スマホで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトでメールアドレスを登録し、申請用専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する



② パソコン

カメラで顔写真を撮影し、申請用WEBサイトでメールアドレスを登録し、申請用専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する



③ 郵便

交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送する



④ 証明用写真機

タッチパネルから、個人番号カード申請を選択し、撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざし、画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信する

(2) マイナポイントの予約・申込方法

マイナポイントの予約・申込に必要なものは、マイナンバーカード、数字4桁のパスワード(マイナンバーカードの申請時or受取時にご自身で設定した数字4桁)、キャッシュレス決済サービスのID/セキュリティコードです。



より具体的なマイナンバーカードの取得方法、マイナポイントの予約・申込方法については、下記のサイトで紹介しています。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

5. マイナポイントに乗じた詐欺に注意

総務省や市区町村の職員、その関係者等が以下を行うことは絶対にありません!

- マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報などを伺うこと
- 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること
- 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めること

怪しいな?と思ったら、遠慮なくご相談ください。不審な電話などを受けたらこちらへ。

- 警察相談専用電話 #9110 又は最寄りの警察署
- 消費者ホットライン (局番なしの3桁) 188(いやや)
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178(音声ガイダンスに従って「5番」を選択)

また、マイナポイントの予約・申込をする際には、以下について注意願います。

① 予約・申込手続の支援は、以下のマイナポイント手続スポットでお受けください。

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/

- 予約・申込手続の支援を受けたが、手数料を要求されてしまった!
 - 勝手に別人の決済サービスに私のマイナポイントを申込みされてしまった!
 - ウイルスソフトにより、決済サービスIDなどの情報を記録・取得されてしまった!
- ② マイナンバーカードの置き忘れやパスワードの管理に注意!
- マイナンバーカードを置き忘れてしまった!落としてしまった!
 - パスワード(暗証番号)を書いた紙を落としてしまった!



6. マイナポイント全般の相談について

以下で相談に応じています。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
フリーダイヤル0120-95-0178
(ダイヤル後、5番を選択)
受付時間 平日:午前9時30分~午後8時
土日祝:午前9時30分~午後5時30分 | <input type="checkbox"/> マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱いに関する相談
個人情報保護委員会マイナンバー苦情あっせん相談窓口
電話 03-6457-9585
受付時間 平日:午前9時30分~午後5時30分
(土日祝日及び年末年始を除く) |
|--|---|

こんなメールにご注意!

マイナンバーに関連する詐欺の一例にこんなものがあります。

マイナンバーカードはもちろん、不審なメールを受け取ってしまったら、リンク先にアクセスしたり、添付ファイルを開いたりしないよう、ご注意ください。

(不審なメールの一例)

タイトル「マイナンバー:更新手続きについて」

内 容【お知らせ】更新手続きについて

マイナンバー制度の更新が必要となっております。

下 記【地方公共団体情報システム機構(J-LIS)】ページよりご確認の上、更新申請を行われてください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

● **成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎0476-23-1161** ●